

旧笠原小学校跡地
利活用事業者募集
審査基準書

鴻巣市

— 目 次 —

1	基本事項.....	1
2	企画内容審査評価項目及び配点.....	1
3	評価点の算出.....	1
4	優先交渉権者の選定.....	1
	【企画内容審査評価基準】（別表1）.....	2
	【企画内容審査評価項目の採点基準】（別表2）.....	3
	【価格審査点】（別表3）.....	3

1 基本事項

この審査基準書は、旧笠原小学校跡地利活用事業に係る事業者を選定するために必要な審査基準を定めるものである。

審査は、旧笠原小学校跡地利活用事業候補者の選定におけるプロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において行う。

2 企画内容審査評価項目及び配点

提案内容の審査は、別表1 企画内容審査評価基準の評価項目ごとに行うものとし、当該評価項目の配点に別表2 企画内容審査評価項目の採点基準の評価係数を乗じて得た値とする（配点 90 点）。この場合において、小数点以下が発生した場合は小数点第3位を四捨五入するものとする。

3 評価点の算出

審査委員会があらかじめ指名する複数の評価者による採点を平均したものを当該評価項目の得点とした上で、全ての評価項目の得点に別表3の価格審査点（配点 10 点）を合算して算出するものとする。

4 優先交渉権者の選定

3の評価点が最も高い応募者を優先交渉権者として選定する。なお、最高点の者が複数あった場合には、審査会の協議により、優先交渉権者を選定する。ただし、最高得点者であっても、企画内容審査点（配点 90 点）の6割（54 点）を超えない場合は、優先交渉権者として選定しない。

【企画内容審査評価基準】（別表 1）

評価項目	主な評価の視点	配点
事業概要等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業の目的を十分に理解した提案となっているか。 ・ 事業コンセプトに将来性や魅力が感じられるか。 ・ 学校施設（土地・建物）が全体として有効活用されているか。 	15
事業の実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の実施体制が十分構築され、事業を円滑に進めるための工夫等がなされているか。 ・ 類似事業の取組実績があるか。 	10
事業の実現性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業開始までのスケジュールが、無理なく確実性の高いものであるか。 ・ 想定されるリスクとその対応策が十分講じられ、事業継続性が十分見込めるか。 ・ 長期的に事業を実施するため、事業収支計画が、矛盾なく根拠のあるものとなっているか。 	15
地域の活性化、地域への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域資源の有効活用や雇用創出など、地域の活性化を見込める、又は、地域の魅力創出に寄与する提案となっているか。 ・ 施設周辺の環境に配慮した提案となっているか。 ・ 地域や地元企業との連携が見込める提案となっているか。 ・ 旧笠原小学校跡地利活用実行委員会との連携や交流の取組みが提案されているか。 ・ 地域住民やスポーツ団体等への施設開放について、十分な配慮がなされているか。 	30
施設の維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地・建物の維持管理方法は適切なものか。 ・ 維持管理について、事故・災害・犯罪等の発生に備えた計画となっているか。 	10
避難所機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定避難所として引き続き使用できるような提案となっているか。 ・ 災害発生時に速やかに協力できる体制や方法が提案されているか。 	10

【企画内容審査評価項目の採点基準】（別表2）

評価	評価内容	評価係数
A	提案内容が特に優れている。	1.0
B	提案内容が優れている。	0.8
C	適切な提案がなされている。	0.6
D	提案内容がやや劣っている。	0.3
E	提案に優れている点が認められない。	0.0

【価格審査点】（別表3）

$\text{価格審査点} = \frac{\text{当該事業者の提案価格（年間貸付料）}}{\text{最高提案価格（年間貸付料）}} \times \text{配点（10点）}$
<p>※小数点以下第3位を四捨五入する。 ※応募者が1社の場合は、当該応募者の価格審査点を10点とします。</p>